

写

職員の給与に関する報告及び勧告
公務運営の課題に関する報告

令和5年10月

沖縄県人事委員会

人委第366号
令和5年10月13日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿
沖縄県知事 玉 城 康 裕 殿

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務運営の課題に
関する報告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告します。併せて、公務運営の課題について別紙第3のとおり報告します。

目 次

別紙第1	職員の給与に関する報告	1
1	職員の給与	1
2	民間の給与	3
3	職員給与と民間給与との比較	5
4	物価及び生計費	6
5	人事院勧告等の概要	7
6	本年の給与改定	8
7	社会と公務の変化に応じた給与制度の整備	9
8	勧告実施の要請	9
別紙第2	勧告	11
別紙第3	公務運営の課題に関する報告	41
1	人材の確保及び育成	41
2	勤務環境の整備	43
3	定年年齢の引上げに関連する制度の適正な運用	47
4	服務規律の確保と法令遵守の徹底	47
参考資料		
1	職員給与関係	1
2	民間給与関係	39
3	標準生計費及び労働経済指標	57
4	人事院勧告等の骨子	61

別紙第 1

職員の給与に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与、民間の給与、人事院の給与勧告及びその他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行っており、その結果を次のとおり報告する。

1 職員の給与

(1) 職員の状況

本委員会は、本年4月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和5年職員給与等実態調査」を行った。

その結果、第1表に示すとおり、職員の総数は20,353人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び任期付の職について9種10給料表が適用されている。

第1表 職員の状況

(単位：人)

職務の種類 区分	行政職	公安職	海事職	教育職	研究職	医療職	特定任期付の職	任期付の職 (行政職)	任期付の職 (医療職(3))	計
職員数	4,713	2,881	44	12,167	202	318	3	14	11	20,353
職員の例	行政職員	警察官	船員	小 中 高 校 等 の 教 員	農 林 水 産 工 業 関 係 研 究 員	医 保 健 師 等	特定任期付職員	行政職員	看護師	
給料表	行政職給料表	公安職給料表	海事職給料表	教育職給料表 (2)(3)	研究職給料表	医療職給料表 (1)(2)(3)	条例第7条第1項給料表	行政職給料表	医療職給料表 (3)	

(注) 1 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。

2 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

職員の平均像は、平均年齢42.5歳、平均経験年数19.8年、平均扶養親族数1.0人である。このうち、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者の平均像は、平均年齢41.1歳、平均経験年数18.2年、平均扶養親族数0.8人となっている。

また、職員全体及び行政職給料表の適用者の男女別・学歴別構成は、第2表に示すとおりである。

第2表 職員の男女別・学歴別構成

(単位：人、()内は%)

区 分	男 性	女 性	合 計
職員全体	11,105 (54.6)	9,248 (45.4)	20,353 (100.0)
行政職	2,881 (61.1)	1,832 (38.9)	4,713 (100.0)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	合 計
職員全体	16,589 (81.5)	1,904 (9.4)	1,837 (9.0)	23 (0.1)	20,353 (100.0)
行政職	3,697 (78.4)	556 (11.8)	460 (9.8)	0 (0.0)	4,713 (100.0)

(注) 構成比は、四捨五入の関係で必ずしも合計とは一致しない。

(2) 職員の平均給与月額

本年4月における職員全体の平均給与月額は、第3表に示すとおり、385,257円となっている。また、行政職給料表の適用者の平均給与月額は346,225円である。

第3表 職員の平均給与月額

(単位：円)

区 分		職員全体	行政職
平均給与月額		385,257	346,225
内 訳	給 料	351,498	314,617
	扶 養 手 当	11,803	10,471
	そ の 他	21,956	21,137

(注) その他は、管理職手当、住居手当等である。

(参考資料 1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与

(1) 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同で、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内438の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した134事業所を対象に「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額、特別給を実地により詳細に調査した。併せて、給与改定の状況等について調査を行った。

(2) 調査の結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況等

第4表に示すとおり民間事業所においては、一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は78.3%（同30.7%）となっており、ベースアップを中止した事業所はなかった（同3.4%）。

なお、ベース改定の慣行のない事業所の割合は21.7%（昨年64.8%）となっている。

また、第5表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は71.0%（昨年67.3%）となっている。一方で、定期昇給を中止した事業所はない（同0.8%）ものの、定期昇給制度のない事業所の割合は29.0%（同31.8%）となっている。

第4表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
一般従業員（係員）	78.3	0.0	0.0	21.7
管理職（課長級）	73.6	9.4	0.0	17.0

（注）ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第5表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし		
一般従業員(係員)	71.0	71.0	37.1	0.0	33.9	29.0
管理職(課長級)	77.2	77.2	37.9	0.0	39.3	22.8

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 「定期昇給制度あり」及び「定期昇給実施」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、第6表に示すとおり、大学卒で37.8%（昨年30.7%）、高校卒で14.4%（同12.9%）となっており、そのうち大学卒で52.0%（同23.4%）、高校卒で56.6%（同34.0%）の事業所で、初任給は増額となっている。

第6表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増額	据置き	減額	
大 学 卒	37.8	(52.0)	(45.8)	(2.2)	62.2
高 校 卒	14.4	(56.6)	(43.4)	(0.0)	85.6

(注) 1 事務員と技術者を対象としたものである。

2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

ウ 諸手当の支給状況

(7) 家族手当の支給状況

家族手当の支給状況は、第7表に示すとおり、扶養家族の構成別の手当の平均支給月額、配偶者について7,722円、配偶者と子1人について11,001円、配偶者と子2人について14,059円となっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

(単位：円)

扶 養 家 族 の 構 成	平 均 支 給 月 額
配 偶 者	7,722
配 偶 者 と 子 1 人	11,001
配 偶 者 と 子 2 人	14,059

(注) 配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所を対象とした。

(イ) 特別給の支給状況

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第8表に示すとおり、所定内給与月額との4.48月分となっている。

第8表 民間における特別給の支給状況

項	目	事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	289,925 円
	上半期 (A ₂)	299,752 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	607,233 円
	上半期 (B ₂)	715,837 円
特別給の支給割合	下半期 $(\frac{B_1}{A_1})$	2.09 月分
	上半期 $(\frac{B_2}{A_2})$	2.39 月分
年間の平均		4.48 月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

3 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、その較差を算出したところ、第9表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均3,340円(0.96%)下回っていた。

第9表 公民給与の較差

民間従業員給与 (A)	職員の給与 (B)	公民給与の較差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
352,595円	349,255円	3,340円 (0.96%)

(注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2 公民給与の較差は、ラスパイレズ方式により算定したものである。

職員給与と民間給与を比較する際の役職の対応関係は、第10表のとおりである。

第10表 公民比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長、中間職（部長－課長間）		
8級	課長	支店長、工場長、部長、部次長、中間職（部長－課長間）	支店長、工場長、部長、部次長、中間職（部長－課長間）
7級			
6級	課長代理、中間職（課長－係長間）	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理、中間職（課長－係長間）	課長代理、中間職（課長－係長間）
3級		係長	係長
2級	主任、中間職（係長－係員間）	主任、中間職（係長－係員間）	主任、中間職（係長－係員間）
1級	係員	係員	係員

4 物価及び生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、第11表に示すとおり、昨年4月に比べ那覇市で3.9%、沖縄県で3.8%、全国で3.5%上昇している。

第11表 消費者物価指数

区 分	令和5年4月	令和4年4月	対前年同月比 (%)
那 覇 市	106.2	102.2	3.9
沖 縄 県	105.8	101.9	3.8
全 国	105.1	101.5	3.5

(注) 令和2年を100とした指数である。

(2) 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎として算定した本年4月における那覇市の世帯人員別標準生計費は、第12表に示すとおりで

ある。

第12表 那覇市における世帯人員別標準生計費

(令和5年4月分)

1人	2人	3人	4人	5人
106,360円	110,250円	146,660円	183,080円	219,490円

(参考資料 3 標準生計費及び労働経済指標 参照)

5 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の公務員人事管理に関する報告、職員の勤務時間の改定に関する勧告並びに職員の給与に関する報告及び改定に関する勧告を行った。そのうち、給与勧告の概要は次のとおりである。

(1) 月例給

月例給については、本年4月分の官民比較の結果、国家公務員給与が民間給与を一人当たり平均3,869円(0.96%)下回っていることから、俸給表の水準を引き上げることとした。

(2) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案した改定を行うこととした。

(3) 特別給

特別給(ボーナス)については、公務が民間を0.09月分下回っていたことから0.10月分引き上げることとし、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとした。

(4) 在宅勤務等手当の新設

住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、月額3,000円を支給することとした。

(参考資料 4 人事院勧告等の骨子 参照)

6 本年の給与改定

職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう措置する必要がある。

本年の職員給与及び民間給与の実態調査の結果、国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりであり、本委員会は、職員の給与について、次のとおり報告する。

(1) 給料表

給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行うこと。

(2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定すること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とすること。

支給月数の引上げ分は、本年度については12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げ、令和6年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分すること。

定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。

(4) その他の課題

ア 獣医師の処遇

獣医師については、人材確保を図る観点から、他の都道府県との均衡を考慮し、初任給調整手当の見直しによる処遇の改善に向け取り組む必要がある。

イ 会計年度任用職員の給与

会計年度任用職員については、地方自治法改正の趣旨や国の非常勤職員の取扱いと均衡を図る観点から、勤勉手当の支給等、適切に対応する必要がある。

7 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院においては、人材確保を支える処遇の実現、職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現、職員の選択を後押しする給与制度上の措置について、令和6年に向けて検討することとしている。

本県においても、優秀な人材の確保、職員の能力・実績や職責の的確な反映及び職員のワークスタイル・ライフスタイルに適切に対応できる給与制度としていくため、国及び他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

8 勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与等の制度及び水準を確保するためのものである。

近年、行政需要が複雑化・高度化する中、職員においては、県民福祉の向上のため、様々な分野で日々職務に精励しており、適正な処遇を確保することは、そのような職員の努力や実績に報いるとともに、職員の士気を高く保持し、また多様で有為な人材の確保や組織活力の向上等を通じて、将来にわたる県行政の効率的、安定的な運営に資するものである。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の職員の給与に関する報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）を改正することを勧告する。

1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額額の限度を415,600円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和5年12月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.7月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.275月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6月分とすること。

(イ) 令和6年6月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ

1.025月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5875月分とすること。

2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和6年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職 員 区 分	職務 の 級 別 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	

	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			

93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								
定 前 任 短 間 務 員	年 再 用 時 勤 職	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第37条に規定する会計年度任用職員を除く。

公安職給料表

職 員 の 分 区	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	

	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800	
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	
	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900	
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200	
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400	
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600	
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900	
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200	
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500	
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700	
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000	
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300	
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600	
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800	
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100	
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400	
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700	
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900	
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600		
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900		
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100		
	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300		
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600		
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900		
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100		
	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300		
	94	302,300	325,900	351,900	385,300				
	95	303,400	327,200	353,400	385,900				
	96	304,700	328,500	354,800	386,400				
	97	305,800	329,700	356,100	386,800				
	98	307,000	331,000	357,300	387,200				
	99	308,200	332,200	358,400	387,800				
	100	309,400	333,400	359,600	388,300				

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

101	310,500	334,800	360,700	388,700						
102	311,500	335,700	361,800	389,200						
103	312,500	336,700	362,900	389,800						
104	313,500	337,800	364,000	390,300						
105	314,300	338,900	365,200	390,600						
106	314,900	340,000	365,700	391,000						
107	315,500	341,000	366,300	391,500						
108	316,100	342,000	366,900	391,800						
109	316,600	343,200	367,500	392,100						
110	317,100	344,200	368,000	392,600						
111	317,500	345,200	368,500	393,100						
112	318,000	346,100	369,000	393,600						
113	318,800	347,000	369,400	393,900						
114	319,500	347,900	369,800	394,400						
115	320,200	348,900	370,400	394,900						
116	320,800	349,900	370,900	395,400						
117	321,400	350,900	371,300	395,700						
118	322,200	351,300	371,800	396,200						
119	322,900	351,900	372,400	396,700						
120	323,700	352,500	372,900	397,200						
121	324,300	352,800	373,100	397,600						
122	324,600	353,200	373,600	398,100						
123	325,100	353,700	374,100	398,500						
124	325,600	354,100	374,500	399,000						
125	325,900	354,500	375,000	399,400						
126		354,900	375,500							
127		355,400	376,000							
128		355,800	376,500							
129		356,200	376,800							
130		356,600	377,300							
131		357,000	377,800							
132		357,400	378,300							
133		357,600	378,600							
134		358,100	379,100							
135		358,500	379,500							
136		358,800	379,900							
137		359,100	380,200							
138		359,500	380,700							
139		360,000	381,200							
140		360,500	381,700							
141		360,800	382,000							
142		361,300								
143		361,800								
144		362,300								
145		362,600								
定前任 短 間 務 員	年 再 用 時 勤 職	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 242,500	円 254,200	円 258,300	円 289,600	円 306,200	円 320,300	円 343,900	円 379,200	円 410,900

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海事職給料表

職 の 分	員 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円	円
		1	166,600	193,900	246,100	287,500	332,200	365,600	420,700
		2	167,800	196,300	248,300	288,900	334,100	367,700	423,000
		3	169,000	198,900	250,200	290,300	336,100	369,800	425,300
		4	170,100	201,300	252,000	291,700	338,100	371,900	427,500
		5	171,200	203,700	254,000	292,800	340,100	373,500	429,700
		6	172,600	206,200	255,600	294,100	341,600	376,300	432,000
		7	174,000	208,700	257,200	295,400	343,000	379,100	434,300
		8	175,400	211,400	259,000	296,700	344,400	381,900	436,500
		9	176,600	213,800	260,900	297,700	345,400	384,500	438,200
		10	178,200	216,200	262,700	299,800	347,100	386,900	440,300
		11	180,000	218,600	264,400	301,900	349,100	389,200	442,400
		12	181,700	221,200	265,900	303,900	351,100	391,400	444,400
		13	183,100	223,600	267,500	306,000	352,600	393,800	446,100
		14	184,600	226,100	269,300	308,400	354,600	396,500	448,300
		15	186,300	228,800	271,000	310,600	356,700	399,100	450,400
		16	187,900	231,300	272,700	312,800	358,800	401,600	452,600
		17	189,400	233,600	274,200	315,000	360,800	404,100	454,700
		18	191,100	235,800	275,700	317,200	363,000	406,100	456,900
		19	192,900	238,000	277,300	319,300	365,100	407,800	459,100
		20	194,600	240,200	278,700	321,200	367,300	409,400	461,300
		21	196,200	242,000	280,000	323,000	369,400	410,900	463,300
		22	198,200	243,600	281,100	323,900	371,200	412,500	465,100
		23	200,100	245,100	282,200	324,700	372,600	414,300	466,800
		24	202,000	246,400	283,200	325,600	374,100	416,100	468,400
		25	203,700	247,900	284,200	326,500	375,900	417,600	469,800
		26	205,300	248,900	285,600	327,600	378,200	419,100	471,000
		27	207,200	249,800	286,900	328,600	380,500	420,700	472,200
		28	209,000	250,700	288,000	329,800	382,600	422,200	473,300
		29	210,500	252,000	289,100	330,800	384,300	423,200	474,300
		30	212,400	252,600	290,300	332,000	386,200	424,800	475,300
		31	214,500	253,400	291,600	333,400	388,100	426,300	476,300
		32	216,400	254,200	292,600	334,800	389,900	427,900	477,300
		33	218,200	255,300	293,300	336,000	391,600	429,400	477,600
		34	219,500	256,100	294,700	337,100	393,100	430,700	478,600
		35	221,100	256,900	295,700	338,100	394,700	431,900	479,500
		36	222,300	257,500	296,800	339,500	396,400	433,100	480,400
		37	223,400	258,000	297,600	340,900	397,900	434,100	481,300
		38	225,000	258,400	298,300	341,900	399,200	435,100	482,200
		39	226,400	258,900	299,000	343,000	400,600	436,000	483,100
		40	227,700	259,400	299,700	344,100	401,900	436,900	484,000
		41	229,100	259,900	300,300	344,900	402,400	437,300	484,800
		42	230,300	260,300	300,800	345,900	403,700	437,900	485,500
		43	231,400	260,700	301,300	347,000	404,900	438,500	486,200
		44	232,600	261,100	301,800	348,100	406,200	439,200	486,900
		45	233,800	261,700	302,300	349,200	407,600	439,700	487,400
		46	234,800	262,300	303,000	350,400	409,000	440,000	488,000
		47	235,800	262,800	303,900	351,600	410,300	440,500	488,600
		48	236,800	263,200	304,800	352,800	411,600	441,000	489,200

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	238,200	263,600	305,800	353,600	412,800	441,300	489,500	
	50	239,300	263,900	306,700	354,800	413,700	441,900	490,100	
	51	240,200	264,200	307,500	356,100	414,600	442,500	490,800	
	52	241,100	264,400	308,300	357,400	415,300	443,100	491,300	
	53	242,200	264,600	309,000	358,700	415,500	443,700	491,800	
	54	243,100	264,900	309,700	360,000	415,900	444,400	492,500	
	55	244,000	265,200	310,400	361,300	416,300	445,000	492,800	
	56	244,900	265,400	311,100	362,400	416,800	445,600	493,400	
	57	245,700	265,600	311,900	363,000	417,100	445,900	493,900	
	58	246,500	265,900	312,800	364,200	417,300	446,600		
	59	247,300	266,200	313,600	365,300	417,700	447,300		
	60	248,100	266,400	314,200	366,600	418,100	448,000		
	61	248,900	266,600	314,700	367,700	418,400	448,400		
	62	249,700	266,900	315,100	368,300	418,900	448,700		
	63	250,600	267,200	315,500	368,800	419,500	449,000		
	64	251,400	267,400	315,900	369,300	420,000	449,300		
	65	251,900	267,600	316,200	369,600	420,600	449,500		
	66	252,700	267,800	316,700	370,000	421,200	449,800		
	67	253,400	268,000	317,200	370,400	421,700	450,100		
	68	254,100	268,300	317,700	370,800	422,200	450,400		
	69	254,800	268,600	318,300	371,000	422,800	450,600		
	70	255,300			371,300	423,300	450,900		
	71	255,800			371,700	423,900	451,200		
	72	256,300			372,000	424,500	451,400		
	73	256,700			372,400	425,000	451,600		
	74	257,000			372,600	425,600			
	75	257,300			373,000	426,100			
	76	257,500			373,300	426,700			
	77	257,700			373,600	427,200			
	78	258,000			374,100	427,800			
	79	258,300			374,600	428,500			
	80	258,500			375,000	429,100			
	81	258,700			375,400	429,400			
	82	259,000			375,800	430,000			
	83	259,200			376,300	430,600			
	84	259,400			376,800	431,200			
	85	259,700			377,200	431,600			
	86				377,700	432,100			
	87				378,100	432,800			
	88				378,500	433,500			
	89				379,000	433,700			
	90				379,500				
	91				380,000				
	92				380,500				
	93				380,800				
	94				381,200				
	95				381,700				
	96				382,100				
	97				382,600				
	98				382,900				
	99				383,400				
	100				383,800				
	101				384,400				
	定 前 任 用 短 時 間 勤 務 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
			円	円	円	円	円	円	円
			216,100	221,300	251,300	280,700	321,500	350,400	397,000

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(2)

職 員 区 分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	
	45	249,700	304,700	362,800	412,100	
	46	250,900	306,800	364,700	413,400	
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	

	49	254,200	313,300	370,100	418,000
	50	255,500	315,600	371,900	419,400
	51	256,700	317,800	373,800	421,000
	52	258,000	319,900	375,800	422,500
	53	259,100	322,000	377,600	424,200
	54	260,300	323,500	379,400	425,700
	55	261,600	325,000	381,100	427,300
	56	262,600	326,500	382,700	428,900
	57	263,700	328,200	384,200	430,400
	58	264,400	330,200	385,800	431,900
	59	265,400	332,200	387,400	433,100
	60	266,400	334,100	389,000	434,300
	61	267,300	335,900	390,200	435,500
	62	268,100	337,900	391,600	436,800
	63	268,900	339,900	393,000	438,100
	64	269,700	341,800	394,300	439,300
	65	270,800	343,500	395,500	440,500
	66	272,100	345,500	396,700	441,700
	67	273,400	347,500	398,000	442,900
	68	274,700	349,500	399,300	444,100
	69	275,900	351,300	400,600	445,300
	70	277,100	353,200	401,900	446,500
	71	278,300	355,100	403,300	447,700
	72	279,500	357,000	404,500	448,900
	73	280,500	358,600	405,700	450,000
	74	281,500	360,500	407,100	450,600
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	75	282,500	362,300	408,500	451,100
	76	283,400	364,200	409,800	451,600
	77	284,300	366,000	411,000	452,100
	78	285,200	367,700	412,200	
	79	286,100	369,300	413,500	
	80	287,000	370,900	414,900	
	81	287,800	372,300	416,200	
	82	288,900	373,800	417,400	
	83	289,900	375,200	418,400	
	84	290,900	376,500	419,600	
	85	291,900	377,600	420,800	
	86	292,900	379,000	422,000	
	87	293,900	380,400	423,200	
	88	294,900	381,700	424,200	
	89	296,000	382,900	425,300	
	90	297,100	384,200	426,300	
	91	298,200	385,300	427,300	
	92	299,200	386,500	428,300	
	93	299,700	387,700	429,200	
	94	300,700	388,800	430,000	
	95	301,800	390,000	430,800	
	96	303,000	391,200	431,600	
	97	304,000	392,600	432,400	
	98	305,100	393,600	432,800	
	99	306,100	394,600	433,200	
	100	307,100	395,600	433,600	
	101	307,900	396,500	434,000	
	102	309,000	397,500	434,300	
	103	310,000	398,600	434,600	
	104	311,000	399,700	434,800	

105	311,600	400,400	435,100		
106	312,500	401,300	435,400		
107	313,300	402,200	435,700		
108	314,100	403,100	435,900		
109	314,800	403,900	436,100		
110	315,200	404,800	436,400		
111	315,600	405,600	436,700		
112	316,100	406,400	436,900		
113	316,600	407,000	437,100		
114	317,000	407,700	437,400		
115	317,500	408,400	437,700		
116	317,900	409,100	437,900		
117	318,400	409,700	438,100		
118	318,900	410,200			
119	319,300	410,600			
120	319,800	411,000			
121	320,300	411,300			
122	320,700	411,600			
123	321,200	411,900			
124	321,700	412,100			
125	322,300	412,300			
126	322,600	412,600			
127	322,900	412,900			
128	323,200	413,100			
129	323,400	413,300			
130	323,700	413,600			
131	324,000	413,900			
132	324,300	414,100			
133	324,500	414,300			
134	324,700	414,600			
135	324,900	414,900			
136	325,200	415,100			
137	325,500	415,300			
138	325,700	415,600			
139	326,000	415,900			
140	326,300	416,100			
141	326,500	416,300			
142	326,700	416,600			
143	327,000	416,900			
144	327,200	417,100			
145	327,500	417,300			
146	327,700				
147	328,000				
148	328,300				
149	328,500				
150	328,700				
151	329,000				
152	329,300				
153	329,500				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 235,000	円 275,300	円 304,000	円 332,200	円 416,600

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(3)

員 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	
	45	249,100	282,000	360,700	382,000	
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	

	53	258,500	296,800	372,300	393,300
	54	259,900	298,800	373,800	394,600
	55	260,900	300,700	375,300	395,700
	56	261,900	302,700	376,700	396,800
	57	262,900	304,700	378,100	398,000
	58	263,900	306,800	379,500	399,200
	59	264,900	309,000	380,800	400,400
	60	265,900	311,200	382,100	401,600
	61	266,800	313,300	383,000	402,700
	62	267,500	315,600	384,200	403,700
	63	268,200	317,800	385,300	405,000
	64	268,800	319,900	386,400	406,200
	65	269,500	322,000	387,200	407,400
	66	270,700	323,500	388,300	408,500
	67	271,800	325,000	389,300	409,600
	68	272,900	326,500	390,300	410,700
	69	274,200	328,200	391,400	411,700
	70	275,600	330,200	392,400	412,900
	71	276,800	332,200	393,500	414,100
	72	278,000	334,100	394,600	415,300
	73	278,800	335,900	395,600	415,900
	74	279,700	337,900	396,700	416,700
	75	280,700	339,800	397,800	417,400
	76	281,700	341,700	398,800	417,900
	77	282,600	343,400	399,700	418,200
	78	283,600	345,200	400,600	418,600
	79	284,700	346,900	401,600	419,000
	80	285,500	348,600	402,600	419,400
	81	286,300	350,400	403,400	419,700
	82	287,100	352,100	404,200	420,100
	83	287,900	353,500	404,900	420,500
	84	288,700	355,100	405,700	420,800
	85	289,600	356,300	406,400	421,100
	86	290,400	357,900	407,200	421,500
	87	291,100	359,400	407,900	421,900
	88	291,900	360,900	408,600	422,200
	89	292,800	362,200	409,200	422,500
	90	293,700	363,500	409,900	422,800
	91	294,600	364,800	410,400	423,100
	92	295,300	366,200	411,100	423,300
	93	295,600	367,600	411,500	423,500
	94	296,300	368,900	411,900	
	95	297,000	370,100	412,200	
	96	297,700	371,200	412,500	
	97	298,400	372,200	412,700	
	98	299,200	373,200	413,000	
	99	300,000	374,200	413,300	
	100	300,700	375,100	413,500	
	101	301,400	375,900	413,700	
	102	301,800	376,900	414,000	
	103	302,200	377,800	414,300	
	104	302,600	378,700	414,500	
	105	302,800	379,500	414,700	
	106	303,100	380,400	415,000	
	107	303,400	381,300	415,300	
	108	303,600	382,200	415,500	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

109	303,800	383,000	415,700			
110	304,000	384,000	416,000			
111	304,300	384,900	416,300			
112	304,600	385,800	416,500			
113	304,800	386,400	416,700			
114	305,000	387,300	417,000			
115	305,200	388,200	417,300			
116	305,500	389,100	417,500			
117	305,800	389,900	417,700			
118	306,000	390,600				
119	306,300	391,400				
120	306,600	392,200				
121	306,800	392,800				
122	307,000	393,600				
123	307,200	394,300				
124	307,500	395,000				
125	307,800	395,600				
126		396,300				
127		396,800				
128		397,400				
129		398,100				
130		398,700				
131		399,200				
132		399,700				
133		400,000				
134		400,300				
135		400,600				
136		400,900				
137		401,200				
138		401,500				
139		401,800				
140		402,100				
141		402,400				
142		402,700				
143		403,000				
144		403,300				
145		403,500				
146		403,800				
147		404,100				
148		404,300				
149		404,500				
150		404,800				
151		405,100				
152		405,300				
153		405,500				
154		405,800				
155		406,100				
156		406,300				
157		406,500				
定前任 短 務 員	年 再 用 時 勤 職	基 準 給料月額 円 226,200	基 準 給料月額 円 272,100	基 準 給料月額 円 299,100	基 準 給料月額 円 325,500	基 準 給料月額 円 406,600

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400

	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
76	270,600	322,700	391,000			
77	271,600	323,800	391,700			
78	272,600	324,800	392,300			
79	273,600	325,700	392,900			
80	274,500	326,600	393,500			
81	275,500	327,500	394,100			
82	276,600	328,300	394,700			
83	277,700	329,000	395,300			
84	278,600	329,600	395,900			
85	279,500	330,100	396,400			
86	280,400	330,600	396,900			
87	281,300	331,100	397,400			
88	282,000	331,500	398,100			
89	282,800	331,800	398,500			
90	283,900	332,300				
91	284,900	332,800				
92	285,900	333,200				
93	286,800	333,500				
94	287,700	333,900				
95	288,700	334,300				
96	289,600	334,700				

	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定 前 任 短 間 務 員	年 再 用 時 勤 職	基 準 給料月額 円 218,500	基 準 給料月額 円 259,700	基 準 給料月額 円 284,500	基 準 給料月額 円 327,000	基 準 給料月額 円 385,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(1)

職 員 区 分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
定年 前再 任用	45	380,900	446,000	498,900	555,100
短時 間勤 務職 員以 外の 職員	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100

49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		
93		485,900		
94		486,500		
95		487,100		
96		487,600		
97		488,100		
定前任 短 間 務 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000

	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				

93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				
定 前 任 短 間 務 員	年 再 用 時 働 職	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100	円 323,900

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800

	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
	94	283,800	316,500	349,400	367,500		
	95	284,700	317,200	350,100	367,900		
	96	285,600	317,800	350,700	368,200		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

97	286,200	318,300	351,100	368,800
98	286,800	318,600	351,500	369,300
99	287,400	319,200	352,000	369,800
100	288,300	319,800	352,400	370,300
101	289,100	320,200	352,900	370,900
102	289,900	320,800	353,300	371,400
103	290,700	321,400	353,800	371,900
104	291,500	321,900	354,200	372,300
105	292,100	322,300	354,500	372,900
106	292,600	322,800	355,000	373,400
107	293,100	323,300	355,400	373,900
108	293,500	323,800	355,700	374,400
109	293,700	324,200	356,200	375,000
110	294,000	324,600	356,700	375,400
111	294,200	324,900	357,200	375,900
112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	
118	296,100	327,100	360,400	
119	296,400	327,500	360,900	
120	296,700	327,700	361,400	
121	297,000	327,900	361,800	
122	297,400	328,200	362,300	
123	297,700	328,500	362,800	
124	298,100	328,800	363,300	
125	298,300	329,000	363,600	
126	298,500	329,300		
127	298,800	329,700		
128	299,200	329,900		
129	299,400	330,100		
130	299,700	330,300		
131	300,100	330,700		
132	300,500	330,900		
133	300,700	331,200		
134	301,000	331,600		
135	301,400	332,000		
136	301,700	332,400		
137	301,900	332,700		
138	302,200	333,100		
139	302,600	333,500		
140	302,900	333,900		
141	303,100	334,200		
142	303,500	334,600		
143	303,900	334,900		
144	304,200	335,300		
145	304,400	335,600		
146	304,600	336,000		
147	304,900	336,400		
148	305,300	336,800		

	149	305,500	337,100				
	150	305,700	337,500				
	151	306,000	337,900				
	152	306,300	338,300				
	153	306,700	338,600				
	154	306,900					
	155	307,100					
	156	307,400					
	157	307,700					
	158	308,000					
	159	308,300					
	160	308,600					
	161	309,000					
	162	309,300					
	163	309,600					
	164	309,900					
	165	310,300					
	166	310,600					
	167	310,900					
	168	311,200					
	169	311,600					
定 前 任 短 間 務 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号	給	給料月額
		円
	1	402,000
	2	461,000
	3	522,000
	4	603,000
	5	701,000
	6	800,000

第5条第2項の給料表

号	給	給料月額
		円
	1	336,000
	2	371,000
	3	398,000

別記第3

号	給	給料月額
		円
	1	380,000
	2	427,000
	3	477,000
	4	539,000
	5	615,000
	6	718,000
	7	839,000

公務運営の課題に関する報告

本県は、コロナ禍からの経済回復が進む一方、物価の高騰、幅広い産業における人手不足、少子高齢化の進展や本土復帰後初となる人口の減少等、早急に取り組むべき課題が山積している。

このような社会経済情勢において、多様化・複雑化する行政ニーズに適切に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、組織のパフォーマンスを最大化する必要がある、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による業務の効率化や利便性の向上等に取り組むとともに、Well-beingの実現を念頭に、職員一人一人が使命感とやりがい高め、能力を十分に発揮し活躍できる勤務環境を整えることが重要である。

そのためには、長時間勤務の縮減や多様な働き方等に対応した勤務環境の整備にこれまで以上に取り組み、公務職場の魅力を高め、有為な人材の確保と育成の好循環につなげる努力が必要である。

これらを踏まえ、公務運営の課題に関し、次のとおり報告する。

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

県民ニーズに的確・迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、高い志を持った有為な人材を継続的に確保していくことが重要である。

しかしながら、近年、全国と同様に職員採用試験の受験申込者数が減少傾向にあり、特に一部の技術系職種や免許等を要する職において、必要な数の人材確保が厳しい状況が続いている。また、採用試験合格者の辞退率も高い水準で推移しており、職員採用を取り巻く環境は、今後、ますます厳しくなることが予想される。

これに対処するため、国や他の都道府県を参考に、新たな採用試験のあり方を検討しているところであるが、特に、受験者確保のため、公務員志望者のみならず、広く民間企業志望者の受験意欲も喚起するような、働く環境や処遇の改善、公務の魅力の発信といった、選ばれる組織となるための取組を検討していく必要がある。

(2) 人材の育成

少子高齢化への対応や災害・感染症への対策強化のほか、働き方改革やDXの推進など、行政に求められる役割や職員の働き方は大きな変革を求められているところであり、また、国においても、「人材確保、人材育成、適正配置・処遇、職場環境の整備」という四つの要素を柱とした「人材マネジメント」の必要性を打ち出したところである。これらを踏まえて、沖縄県においても、改めて人材の重要性を認識するとともに、職員の成長や活躍を促し、その能力の発揮が組織力の向上につながるような、新たな人材育成基本方針の策定に取り組んでいただきたい。

(3) 女性と障害者の活躍推進

特定事業主行動計画に基づく女性職員の積極的な登用等は、組織の活性化を図っていく上で重要な取組であることから、今後も目標達成に向けて取り組んでいく必要がある。

障害者の採用については、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、引き続き任命権者における積極的な採用が求められているところである。採用に際しては、既存の職に充てるだけでなく、障害特性に応じた職務の切出し、短時間勤務、適当な職の新設等も含めた多様な勤務のあり方を踏まえて検討する必要がある。

加えて、障害者職員に対する合理的配慮については、当該職員と職場の双方にとって有益であり、職場環境の改善にもつながるものであることから、今後も研修等を通じて適切な運用に努めていただきたい。

(4) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は、任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用するものであり、導入によって評価者と被評価者の意思疎通が図られ、業務目標の共有化や職務上の相談・助言等の円滑化に効果がある。また、勤務実績をより客観的に把握できるようになり、適切な処遇と指導につながっている。

人事評価を職員の意欲と能力の更なる向上や組織の活性化に資するものとするためには、制度の理解と評価への納得度が重要であることから、評価者の評価技術や指導能力の向上を図るとともに、被評価者の制度に対する理解を深める研修を充実させていくことが必要である。

2 勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の是正と勤務実態の適正把握

長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの推進はもとより、公務能率の向上を図る上で重要な課題である。

本県においては、令和2年4月から人事委員会規則等により職員に時間外勤務等の命令を行うことができる上限時間を設けている。

任命権者は、管理監督者が職員に対し上限を超えて時間外勤務等を命じた場合は、それが公務の運営上真にやむを得なかったのかどうかについて事後に検証し、職員の健康と福祉を確保するため、改善に向けた対策を講じなければならないこととなっているが、十分に組み込まれていない状況にあるため、早急に取り組む必要がある。

上限を超えた時間外勤務等の検証を行うためには、勤務管理システム等を活用し、客観的な記録により時間外勤務時間を把握することが有効であり、管理監督者においては、客観的な勤務の記録を検証し、業務配分の点検等負担軽減のための取組をきめ細かく行う必要がある。

また、時間外上限時間の特例となる他律的業務の指定については、

指定後速やかに全ての職員に周知しなければならないことにも留意する必要がある。

全国的にも課題となっている教職員の長時間勤務の是正について、国においては、更なる働き方改革、教師の処遇改善のあり方等について議論しているところである。

本県教育委員会においては、本年4月に「働き方改革推進課」を設置したところであり、同委員会で定める「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」や「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に基づく働き方改革の実現に向け、関係団体や地域との連携を図りながら、実効性のある取組を推進していただきたい。

併せて、議会对応や予算・人事・企画等の全庁的な業務については、デジタル技術の活用による効率化はもとより、関係機関が職員の勤務実態の検証結果等を踏まえながら、協力して取り組むことが重要である。議会におかれても、職員の時間外勤務の縮減に配慮いただいているところであるが、今後とも引き続き御理解と御協力をお願いしたい。

それぞれの部署において、業務の再配分や合理化等を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務等を命じざるを得ない場合は、業務の質と量に応じた職員配置を行う必要がある。また、長時間の時間外勤務によって健康障害を引き起こすリスクが高いと判断される職員については、人事異動を含めたあらゆる方策を検討し、適時に実施するべきである。

(2) 多様なワークスタイル・ライフスタイルの実現

職員が希望するワークスタイル・ライフスタイルを実現するためには、長時間勤務の是正はもとより、職員の希望や事情に応じたより柔軟な働き方が可能な環境を整備し、出産や育児のほか、介護、自己啓発等各職員のライフステージに即した支援制度が十分に活用されることも重要である。

フレックスタイム制、テレワークを含めた柔軟な働き方は、職員一

人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するものであると考えられることから、本県においても、他の都道府県との状況等も踏まえ検討する必要がある。

なお、人事院においては、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することができる措置の対象を育児や介護をする職員以外の職員にも拡大するようフレックスタイム制を見直すこととしている。

また、勤務間のインターバルの確保については職員の健康保持のために有用であるとして、人事院は新たに努力義務を設けることとしている。仕事と生活の調和のとれた働き方を追求するためにも重要であることから、本県においても検討する必要がある。

これらの制度の導入に当たっては、業務体制の見直しや業務合理化等による時間外勤務の縮減、人員配置の最適化等が重要であり、組織全体として業務の削減・合理化に積極的に取り組むことが必要である。

赴任に際し、転居を必要とする職員の住環境については、今後とも実態把握に努め、人事異動の円滑化に資する取組を継続していく必要がある。

(3) 心身の健康管理

職員の心身の健康の保持や増進に取り組むことは、公務遂行能力の維持向上や活力ある組織づくりのみならず、職場の魅力を高め、多様で有為な人材を確保する観点からも非常に重要である。

近年、労働者の健康を重要な経営資源ととらえ、積極的に労働者の健康増進に取り組む「健康経営」を導入する企業が増加しており、本県でも、職員の健康保持・増進、働きがいのある職場づくりに取り組むため、令和4年に「うちなー健康経営宣言」を行っている。任命権者は職員のWell-beingを実現するため、職員の健康管理に係る施策について積極的かつ着実に推進する必要がある。

職員の病気休職や長期の病気休暇に占める精神性疾患の割合は増加傾向にある。精神性疾患の要因は、仕事や人間関係、家庭等に存在し、複合的なものと考えられるが、職場における要因は職員自身の力だけでは取り除くことができない場合が多い。相談体制の更なる強化を図り、職員に十分に周知するとともに、管理監督者及び職員に対する研修等を実施し、迅速で的確なメンタルヘルスカケアを行うことが重要である。

また、産業医の面接指導においては、月100時間を超える時間外勤務等を行った職員や長期間にわたり過重労働が続いている職員、心理的負荷の大きい職員については、本人の申出がない場合でも産業医の面接指導を行う等、取組の拡充・強化を検討していただきたい。

ストレスチェックについては、一層の受検率の向上に努め、集団分析結果を職場の環境改善に活用するよう促していくことが重要である。

(4) ハラスメントの防止

昨年度に人事委員会を受け付けた職員からの苦情相談のうち、相談内容として最も多いのはハラスメント関係で、全体の約半数（51.5%）を占めている。

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、心の健康に悪影響を及ぼし、勤労意欲の低下につながることから、各任命権者とも指針等を定めて防止に取り組んでいるところである。

ハラスメントを防止するためには、職員がハラスメントの定義を理解するとともに、職員の尊厳、人格を傷つけるハラスメント行為は懲戒事由に当たることを認識する必要がある。

任命権者においては、職員が加害意識のないままハラスメント行為を行うことがあることを踏まえ、定期的な研修等により、組織を挙げて不適切な言動を行わない、行わせない意識啓発を図ることが重要である。また、ハラスメント事案発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう、引き続き相談体制の充実に努める必要がある。

3 定年年齢の引上げに関連する制度の適正な運用

将来にわたり質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するため、定年の段階的な引上げ期間においても、一定の新規採用職員を継続的に確保する必要があり、職員の年齢構成や退職者数の見通し等を踏まえた中長期的な観点に基づく採用計画が必要である。

高年齢職員の働き方については、今般、定年前再任用短時間勤務制度や高齢者部分休業制度が導入されたところであり、その本格的な運用に向けて、引き続き検討していく必要がある。また、組織活力の維持・向上を図るためにも、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）により降任した職員や高年齢職員の能力と経験を適切に発揮できる職や配置のあり方について、継続的に検討しなければならない。

4 服務規律の確保と法令遵守の徹底

本委員会は、これまでも職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として不祥事が発生し、懲戒処分がなされている状況にある。一部の職員によるものとはいえ、不祥事等の発生は、県行政への信頼を大きく損なうものである。職員一人一人においては、県民全体の奉仕者であることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民の信頼に応えるべく、高い使命感を持って職務に精励することが肝要である。

任命権者においては、引き続き、職員に対する注意喚起、研修の実施等の取組を確実に進めていくとともに、不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を捉えて服務規律の確保と法令遵守の徹底を図る必要がある。

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係

令和5年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数	2
第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布	3
第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	4
第4表 職員の平均給与月額	4
第5表 職員の適用給料表別給与支給状況	5
第6表 職員の扶養親族数別人員	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第9表 職員の通勤手当の支給状況	7
第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移	7
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布	8

2 民間給与関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	39
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	40
第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	41
第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	56

3 標準生計費及び労働経済指標

第16表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和5年4月分）	57
第17表 労働経済指標	58

4 人事院勧告等の骨子

公務員人事管理に関する報告の骨子	61
勤務時間に関する勧告の骨子	63
給与勧告の骨子	63

1 職員給与関係

令和5年職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査対象

次の条例の適用を受ける常勤職員で、令和5年4月1日に在職する者とした。ただし、休職者、派遣職員、育児休業中の職員等を除く。

- (1) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）
- (2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）
- (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

なお、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける常勤職員はいなかった。

3 調査時期

令和5年4月1日現在

4 調査事項

- (1) 在勤公署等に関する事項
- (2) 職員の経歴等に関する事項
- (3) 諸手当等に関する事項
- (4) 給与等の支給状況に関する事項
- (5) 採用者数等に関する事項

第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数

(令和5年職員給与等実態調査)

職務の種類	区分 職員の例 給料表		職員数				平均年齢		平均経験年数		平均扶養親族数	
			令和5年4月	構成比	令和4年4月	増減率	令和5年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和4年4月
			人	%	人	%	歳	歳	年	年	人	人
全職員			20,353	100.0	20,254	0.5	42.5	42.4	19.8	19.7	1.0	1.0
行政職	行政職員	行政職	4,713	23.2	4,611	2.2	41.1	41.0	18.2	18.1	0.8	0.9
計			12,068	59.3	12,044	0.2	42.3	42.1	19.7	19.5	1.0	1.0
行政職	行政職員	行政職	4,326	21.3	4,255	1.7	41.2	41.0	18.3	18.2	0.9	0.9
公安職	警察官	公安職	2,881	14.2	2,862	0.7	38.9	38.8	17.7	17.5	1.3	1.3
海事職	船員	海事職	44	0.2	39	12.8	40.5	41.6	19.3	20.8	1.3	1.2
教育職	高校・特別支援学校の教諭	教育職(2)	4,295	21.1	4,362	△ 1.5	45.8	45.5	22.7	22.4	1.1	1.1
	小中学校の教諭	教育職(3)	45	0.2	42	7.1	42.8	44.1	19.8	21.3	1.2	1.4
研究職	農林水産工業関係研究員	研究職	202	1.0	200	1.0	41.7	40.9	18.0	17.2	0.9	1.0
医療職	医師及び歯科医師	医療職(1)	22	0.1	21	4.8	45.2	45.1	19.5	19.8	0.4	0.7
	獣医師	医療職(2)	109	0.5	111	△ 1.8	43.9	43.7	19.1	19.1	0.8	0.8
	保健師	医療職(3)	116	0.6	85	36.5	37.1	36.3	13.7	13.4	0.5	0.5
特定任期付の職	特定任期付職員	条例第7条第1項の給料表	3	0.0	2	50.0	65.7	*	38.6	*	-	*
一定期間の業務に従事する職	特定業務等従事任期付職員	行政職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
任期付の職	行政職員	行政職	14	0.1	10	40.0	48.1	42.0	21.8	18.1	0.4	0.4
	看護師	医療職(3)	11	0.1	55	△ 80.0	43.0	43.9	17.9	18.1	0.3	0.4
市町村立学校関係の職			8,285	40.7	8,210	0.9	42.7	42.8	20.0	20.1	0.8	0.8
行政職	行政職員	行政職	387	1.9	356	8.7	40.2	40.2	17.3	17.3	0.6	0.6
教育職	小中学校の教諭	教育職(3)	7,827	38.5	7,785	0.5	42.9	43.0	20.2	20.3	0.9	0.9
医療職	小中学校の栄養職員	医療職(2)	71	0.3	69	2.9	35.4	34.8	13.4	12.8	0.7	0.6

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係や四捨五入の影響で必ずしも計とは一致しない。

3 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。

4 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

5 一定期間の業務に従事する職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項の規定により採用された職員の職である。

6 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布

(令和5年職員給与等実態調査)

年齢階層	給料表 全職員		県関係職員													市町村立学校関係職員			
	人	行政職	人	行政職	公安職	海事職	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	条例第7条 第1項の給料表	行政職 (任期付の職)	医療職(3) (任期付の職)	人	行政職	教育職(3)	医療職(2)
計	20,353	4,713	12,068	4,326	2,881	44	4,295	45	202	22	109	116	3	14	11	8,285	387	7,827	71
20歳未満	26	5	26	5	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20歳以上 24歳未満	575	190	408	183	205	*	12	-	*	-	-	5	-	-	-	167	7	156	4
24歳以上 28歳未満	1,330	395	760	370	294	*	58	-	17	*	*	16	-	-	-	570	25	540	5
28歳以上 32歳未満	1,659	440	943	395	314	7	157	*	22	3	12	31	-	*	-	716	45	660	11
32歳以上 36歳未満	1,881	544	1,069	471	294	8	227	10	31	3	8	14	-	*	*	812	73	720	19
36歳以上 40歳未満	2,160	465	1,271	405	338	3	476	6	14	*	12	13	-	*	*	889	60	813	16
40歳以上 44歳未満	2,306	437	1,429	410	351	5	620	5	22	*	7	*	-	*	4	877	27	841	9
44歳以上 48歳未満	2,931	675	1,823	641	351	3	759	10	20	-	26	9	-	*	*	1,108	34	1,072	*
48歳以上 52歳未満	3,157	760	2,013	712	327	8	896	6	37	*	19	6	-	*	-	1,144	48	1,094	*
52歳以上 56歳未満	2,547	519	1,431	472	231	4	660	7	27	*	17	10	-	*	*	1,116	47	1,069	-
56歳以上 60歳未満	1,764	277	878	256	155	3	430	-	11	6	6	8	*	*	-	886	21	862	3
60歳以上	17	6	17	6	-	-	-	-	-	3	-	*	*	3	*	-	-	-	-

(注)1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係で必ずしも計とは一致しない。

3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和5年職員給与等実態調査)

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全職員		%	%	%	%	%	%	%
		100.0	81.5	9.4	9.0	0.1	54.6	45.4
県関係職員	行政職	100.0	78.4	11.8	9.8	-	61.1	38.9
	計	100.0	79.5	5.2	15.1	0.2	65.2	34.8
	行政職	100.0	80.0	9.8	10.2	-	63.9	36.1
	公安職	100.0	52.6	0.6	46.1	0.8	90.5	9.5
	海事職	100.0	11.4	40.9	47.7	-	100.0	-
	教育職(2)	100.0	96.7	2.9	0.3	-	51.0	49.0
	教育職(3)	100.0	95.6	*	-	-	62.2	37.8
	研究職	100.0	96.5	*	2.0	*	73.3	26.7
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	63.6	36.4
	医療職(2)	100.0	92.7	5.5	*	-	38.5	61.5
	医療職(3)	100.0	78.4	21.6	-	-	18.1	81.9
	条例第7条第1項の給料表	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-
	行政職(任期付の職)	100.0	42.9	*	42.9	-	50.0	50.0
	医療職(3)(任期付の職)	100.0	36.4	63.6	-	-	*	81.8
関市町村係職員	計	100.0	84.4	15.4	0.2	-	39.0	61.0
	行政職	100.0	61.2	34.1	4.7	-	30.0	70.0
	教育職(3)	100.0	85.5	14.4	*	-	39.8	60.2
	医療職(2)	100.0	81.7	18.3	-	-	5.6	94.4

(注)1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 構成比は上記(注)1の「*」、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第4表 職員の平均給与月額

(令和5年職員給与等実態調査)

給与種目	区分	職員全体(各給料表適用職員)			行政職		
		令和5年4月	令和4年4月	増減率	令和5年4月	令和4年4月	増減率
全職員		円	円	%	円	円	%
	計	385,257	385,169	0.0	346,225	346,683	△ 0.1
	給料	351,498	351,061	0.1	314,617	314,519	0.0
	扶養手当	11,803	11,864	△ 0.5	10,471	10,609	△ 1.3
県関係職員	その他	21,956	22,244	△ 1.3	21,137	21,555	△ 1.9
	計	378,914	378,663	0.1	347,606	348,098	△ 0.1
	給料	346,316	345,681	0.2	316,009	315,822	0.1
	扶養手当	12,913	13,010	△ 0.7	10,735	10,881	△ 1.3
関市町村係職員	その他	19,685	19,972	△ 1.4	20,862	21,395	△ 2.5
	計	394,497	394,714	△ 0.1	330,785	329,752	0.3
	給料	359,048	358,953	0.0	299,052	298,937	0.0
	扶養手当	10,186	10,182	0.0	7,523	7,360	2.2
関市町村係職員	その他	25,263	25,579	△ 1.2	24,210	23,455	3.2

(注)1 給料は、給料の調整額及び教職調整額を含めた額である。

2 その他は、管理職手当、住居手当等である。

3 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第5表 職員の適用給料表別給与支給状況

(令和5年職員給与等実態調査)

給料表	全職員		県関係職員																
	円	行政職	行政職	行政職	公安職	海事職	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	条例第7条第1項の給料表	行政職(在期付の職)	医療職(3)(在期付の職)	市町村立学校関係職員	行政職	教育職(3)	医療職(2)
① 1人当たり給料月額	342,062	314,043	339,333	315,384	326,286	322,495	372,753	355,364	353,841	443,114	332,369	283,406	642,000	298,093	282,918	346,037	299,052	349,005	274,927
② 1人当たりの給料調整額	1,738	574	1,960	625	901	-	3,220	-	3,032	10,295	23,850	8,728	-	5,057	-	1,416	-	1,499	-
③ 1人当たり教職調整額	7,698	-	5,023	-	-	-	13,980	12,715	-	-	-	-	-	-	-	11,595	-	12,273	-
④ 1人当たり扶養手当月額	11,803	10,471	12,913	10,735	16,665	15,977	12,943	14,156	12,131	6,273	9,674	5,836	-	5,679	4,818	10,186	7,523	10,348	6,873
⑤ 1人当たりその他手当月額	21,956	21,137	19,685	20,862	16,552	19,094	17,883	15,513	23,113	459,206	33,312	19,789	-	7,179	42,906	25,263	24,210	25,368	19,415
⑥ 合計	385,257	346,225	378,914	347,606	360,405	357,567	420,779	397,748	392,117	918,888	399,206	317,759	642,000	316,007	330,643	394,497	330,785	398,494	301,215

(注) 1 1人当たりその他手当月額(⑤)は、管理職手当、住居手当等である。

2 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

3 各区分欄の合計⑥は、四捨五入の関係で必ずしも①から⑤までの計とは一致しない。

4 条例とは、沖繩県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

5 任期付の職とは、沖繩県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第6表 職員の扶養親族数別人員

(令和5年職員給与等実態調査)

区分 扶養親族数	該当職員数	うち扶養親族である配偶者を有する者	うち扶養親族である子を有する者	うち配偶者、子以外の扶養親族を有する者
		人	人	人
合計	9,897	3,099	9,049	466
1人	2,736	567	1,954	215
2人	3,342	722	3,279	102
3人	2,477	945	2,474	57
4人	1,053	651	1,053	57
5人	223	159	223	25
6人	52	42	52	8
7人	12	11	12	2
8人	1	1	1	0
9人	1	1	1	0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第7表 職員の住居手当の支給状況

(令和5年職員給与等実態調査)

区分	計	県関係職員	市町村立学校関係職員
受給者	6,927人	4,283人	2,644人
手当月額11,000円未満の受給者	7	5	2
手当月額11,000円以上28,000円未満の受給者	3,762	2,272	1,490
手当月額28,000円の受給者	3,158	2,006	1,152
手当受給者1人当たり平均手当月額	25,736円	25,766円	25,686円
職員の借家の借居間住	81人	56人	25人
手当受給者1人当たり平均手当月額	13,219円	13,398円	12,816円

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和5年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上	受給者計		
受給者数	122人	14人	27人	213人	18人	3人	3人	1人	35人	436人	50,115円	

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(令和5年職員給与等実態調査)

区分	全 職 員		県 関 係 職 員		市町村立学校関係職員	
	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比
受 給 者	人 14,889	% 73.2	人 9,516	% 78.9	人 5,373	% 64.9
交通機関等利用者	1,724	8.5	1,665	13.8	59	0.7
交通用具使用者	13,009	63.9	7,713	63.9	5,296	63.9
交通機関等と交通用具の併用者	156	0.8	138	1.1	18	0.2
非 受 給 者	5,464	26.8	2,552	21.1	2,912	35.1
計	20,353	100.0	12,068	100.0	8,285	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額	円 8,336		円 9,616		円 6,068	
職員1人当たり平均手当月額	6,098		7,583		3,935	

(注) 1 受給者の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも「受給者」と一致しない。
2 受給者と非受給者の和の構成比は、四捨五入の関係で必ずしも計と一致しない。

第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移

(令和5年職員給与等実態調査)

給与種目 年	平均給与月額				指 数	対前年 増加率	平均年齢	平均経験 年 数
	給 料	扶養手当	そ の 他	計				
	円	円	円	円		%	歳	年
平成25年	329,801	10,415	21,703	361,919	100.0	-	41.5	18.9
平成26年	349,002	10,376	22,122	381,500	105.4	5.4	41.6	18.9
平成27年	349,972	10,240	22,138	382,350	105.6	0.2	41.6	18.9
平成28年	347,021	10,138	22,167	379,326	104.8	△ 0.8	41.5	18.8
平成29年	347,079	10,820	22,294	380,193	105.0	0.2	41.6	19.0
平成30年	347,924	11,899	22,008	381,831	105.5	0.4	41.8	19.1
平成31年	348,780	11,833	22,072	382,685	105.7	0.2	42.0	19.3
令和2年	349,875	11,857	22,156	383,888	106.1	0.3	42.0	19.4
令和3年	350,513	11,876	22,188	384,577	106.3	0.2	42.2	19.6
令和4年	351,061	11,864	22,244	385,169	106.4	0.2	42.4	19.7
令和5年	351,498	11,803	21,956	385,257	106.4	0.0	42.5	19.8

(注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額を含めた額である。
2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
3 各年の平均給与月額には、その年の給与勧告に基づく改定分は含まれていない。
4 指数とは、平成25年の「平均給与月額」・「計」を100としたものである。
5 対前年増加率とは、「平均給与月額」・「計」に係る対前年増加率である。
6 平成25年の「平均給与月額」は、臨時特例条例による減額後の額である。
7 「平均給与月額」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（県関係職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）（令和5年職員給与等実態調査）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									1
2									
3									2
4						1		1	2
5	4	7							1
6		23	1						
7		11							
8		4							2
9	4	23							
10		9							1
11		16							2
12		11							1
13	13	14							2
14		18	3						
15		17							2
16		15	1						1
17	16	18							1
18	1	12						4	
19	3	25	1					8	
20	1	17	1					4	
21	4	15	4					5	1
22	3	20	7					1	
23	4	21	5					5	
24	2	18	13					3	
25	90	27	10	4				4	
26	7	32	11	5				1	
27	8	26	8	1				3	
28	3	23	14	5				2	
29	72	32	12	5				3	
30	23	29	13	4	1		1	1	
31	14	12	13	13			19	2	
32	5	26	16	4			5		
33	51	23	24	6			7		
34	35	18	20	10	1		3		
35	22	27	19	4			7		
36	6	15	20	15	1		2	1	
37	23	20	18	8	1		3		
38	20	14	14	11					
39	12	12	25	12	1		1		
40	4	9	16	13	2		1	1	
41	26	10	21	5	2		1		
42	8	15	19	9	4		1		
43	12	16	20	19	2				
44	4	12	19	13	2				
45	18	12	19	14	5		1		
46	6	11	29	24	6				
47	6	11	16	19	6	2			
48	3	5	17	27			1		
49	13	4	10	27	5	1			
50	4	7	12	24	9	2	1		
51	4	6	10	29	8	8			
52	2	4	6	30	9	5			
53	12	4	8	30	21	25			
54	2	3	12	36	10	23			
55	5	3	8	18	16	12			
56		4	9	25	11	13	1		
57	8	2	11	25	22	10			
58	5	2	9	17	22	9			
59	4		11	26	18	16			
60	2		5	18	18	16	1		
61	7	3		25	23	9	3		
62	1	3	1	17	20	9			
63	3	2	5	29	21	10			
64		1	2	25	24	10			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65	6	2	1	24	23	12			
66	1	2	1	13	24	8			
67	2		2	11	27	4			
68		2	1	18	22	9			
69	1		1	12	19	4			
70	1	1		17	22	3			
71	1	1		12	17	3			
72		1	2	18	26	2			
73	2	1		8	22	4			
74	1		1	15	19	2			
75				20	16	3			
76				17	17	4			
77	3		1	9	23	1			
78	1			10	17				
79	1	1		11	30				
80				12	9				
81	1		1	9	11				
82				11	6				
83				10	19	1			
84				3	2				
85	5			12	12	10			
86				10	11				
87				8	11				
88				6	10				
89				7	9				
90		1	1	5	9				
91				6	7				
92		1		5	12				
93	9			125	74				
94									
95			1						
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107			1						
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		2							
計	640	814	582	1,095	817	251	59	49	19
								総計	4,326

(注)1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当職員がない号給は空欄とした。

2 上記1は、以下第11表の各表について同じである。

その2 公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3	9								
4									
5				1					
6									
7	19								
8									
9									
10									
11	44								
12	3								
13	16								
14									
15	26								
16									
17	19			1					
18	2								
19	3								
20				1					
21	52	4							
22	3	2							
23	6	21	1						
24	1	3							
25	49	11							
26	6	4		1			1		
27	7	27							
28	1	9		1	2				
29	20	22		1	1				
30	6	12		4					8
31	4	27		3					1
32	1	12			1				2
33	15	21		2	2				
34	7	10							
35	4	23							
36		10		4	2				
37	10	16	1						
38	1	11	3						
39	1	22	13	4	2				
40		14	7	3					1
41	4	21	8	2	2				
42		14	6	4	2		1		
43	1	23	5	7					
44	1	13	9	1				4	
45	4	17	2	5				1	1
46	1	19	6	7	1				
47		28	14	4	2			1	
48		14	10	3			1	3	
49	2	16	12	2					
50		17	10	5	1	6		1	
51		10	14	5	5	1		2	
52		7	16	6	2	3	2		
53		10	11	9	4	4	1	1	
54		13	15	10	2	1	2		
55		5	9	11	2	3	6	1	
56		9	6	8	5	2	5	2	
57		9	9	3	4	3			
58		3	21	8	5	2	4	1	
59	1	2	12	9		1	6	1	
60			8	4	3	3	2	1	
61			9	5	5	2	6	4	
62			16	3	16	5	3		
63			11	4	11	3	2		
64			19	5	9	4	1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			22	6	5	3	2		
66			19	15	8	5	1		
67			11	11	8	3	1		
68		1	13	17	9	2	1		
69			14	14	13	4	1		
70			17	16	6	7	4		
71			12	19	14	3	3		
72		2	9	13	10	2	1		
73			15	18	5	7			
74			13	17	7	4	1		
75		1	14	26	9	3	1		
76		4	9	19	9	3	2		
77	1		17	19	6	1	1		
78	1		16	15	11	3			
79			15	16	8	4	2		
80			11	23	10	2			
81			4	20	4	4			
82		1	6	15	9	4			
83			4	14	9	5			
84		1		14	5	6			
85			3	15	6	2	3		
86			1	17	9	3			
87		1	3	12	5	8			
88			2	14	9	3			
89		1	2	22	6	3			
90			2	9	4	5			
91			2	9	9	1			
92		1	6	7	5				
93			4	3	83	25			
94				4					
95			1	9					
96			1	5					
97			3	5					
98			1	2					
99		1	1	6					
100				2					
101				8					
102				7					
103			3	8					
104			2	3					
105			2	9					
106			3	5					
107				3					
108				2					
109				4					
110			3	4					
111				6					
112				4					
113			2	5					
114			1	7					
115			2						
116			1	3					
117				6					
118			2	6					
119			2	6					
120				3					
121				2					
122				3					
123			1						
124			1	1					
125			2	9					
126			1						
127									
128									

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
129	人	人	人	人	人	人	人	人	人
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	351	545	584	738	392	168	67	23	13
								総計	2,881

その3 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7				1			
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16		1		1			
17							
18							
19		1	1	2			
20							
21							
22							
23			1				
24							1
25				1			
26							
27							1
28			1				
29		1	2				
30							
31			1				
32			1				
33							
34							
35		1	1	1			
36				1			
37				1			
38							
39							
40							
41	1			1			
42							
43					1		
44		1					
45		1					
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52		1					
53		1					
54						1	
55		1					
56						1	
57					1		
58							
59							
60							
61				1			
62							
63		1					
64							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
65	人	人	人	人	人	人	人
66					1		
67							
68							
69	1						
70							
71							
72				1			
73				1		1	
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80				1			
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87				2			
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96				1			
97							
98							
99							
100							
101							
計	2	10	8	16	3	3	2
						総計	44

その4 教育職給料表(2) [高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2		4			
3					
4					
5		10			
6					
7					
8		3			
9		7			
10					
11					
12					
13		10			
14		2			
15		1			
16		2			
17		20			
18					
19		1			
20		3			2
21		15			1
22		2			
23		2			1
24		1			1
25		28			1
26		3			
27	1	1			6
28	1	2			9
29		17			6
30		11			3
31		4			13
32		5			3
33	3	21			5
34		9			12
35		6			3
36		1			4
37	2	34		1	6
38		5			
39		5			
40	1	5			
41	1	32		1	
42		7			
43	1	4		1	
44	1	5		2	
45	8	34		1	
46		17		2	
47	4	13		2	
48	1	9			
49	2	47		1	
50	3	19			
51	1	14		1	
52		11		1	
53	7	45		2	
54		24		7	
55	1	25			
56	2	13			
57	11	39	1	4	
58	2	22		2	
59	2	19		9	
60	1	15	1	3	
61	5	36		6	
62	2	32	1	4	
63	1	29		3	
64	1	20		6	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65	3	36		6	
66	1	37		5	
67	3	23		2	
68	3	31		4	
69	5	41		7	
70	3	39		4	
71	3	29		4	
72		21		5	
73	5	29		6	
74	8	39		9	
75	3	33		6	
76	4	26		3	
77	5	34		24	
78	2	33			
79	4	27			
80	5	29			
81	12	37			
82	1	29			
83	2	35			
84	4	36			
85	4	28	1		
86	3	24			
87	2	27			
88	1	32			
89	7	37	1		
90	4	24			
91	3	25			
92	2	32			
93	7	34			
94	3	35			
95	11	54			
96	6	24			
97	8	23	1		
98	9	34			
99	5	36			
100	5	42			
101	9	47	1		
102	5	36			
103	1	54			
104	3	40			
105	3	36	1		
106	5	37			
107	4	51			
108	4	35			
109	3	50	1		
110		52	1		
111		58	1		
112		47			
113	1	36			
114	1	41	1		
115	1	63			
116		45			
117	1	45			
118	1	33			
119		46			
120	1	48			
121	1	40			
122		29			
123	1	49			
124		43			
125	1	35			
126	1	31			
127	1	35			
128		40			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129	1	40			
130	2	38			
131	2	56			
132		42			
133	1	54			
134	1	49			
135	1	49			
136		56			
137		43			
138	2	41			
139	1	31			
140	1	26			
141	1	34			
142	1	25			
143	1	11			
144	2	13			
145	1	32			
146	1				
147					
148	2				
149	1				
150					
151	1				
152					
153	3				
計	295	3,768	12	144	76
				総 計	4,295

その5 教育職給料表(3)(県関係職員) [中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45		1			
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53		1			
54		1			
55		1			
56		1			
57		2			
58					
59		1			
60		1			
61		1			
62		1			
63		1			
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65		1		1	
66					
67		1			
68					
69		1			
70					
71					
72					
73					
74		1		1	
75					
76					
77				1	
78		2			
79		1			
80					
81				1	
82		1			
83					
84					
85					
86					
87		1			
88					
89		1			
90		2			
91					
92					
93		1			
94		1			
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107		1			
108					
109					
110		2			
111		1			
112					
113		1			
114					
115		2			
116		1			
117					
118		1			
119					
120					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
121		1			
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128		1			
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141		1			
142					
143					
144					
145					
146		1			
147					
148					
149					
150					
151		1			
152					
153		1			
154					
155					
156					
157					
計	0	41	0	4	0
				総計	45

その6 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		2			
6		1			
7			1		
8					
9		5			
10		1			
11					
12					
13		3			
14					
15			1		
16					
17		4			
18			2		
19			2		
20		1			
21		5	2		
22		1	2		
23		1			
24					
25		3			
26		2	1		
27		1			
28		1	3		
29		2			
30		1	1		
31		4	2		1
32		1	2		1
33		2			
34		1			
35					
36		1			
37		3	1		2
38		3	1		
39		1	3		1
40			1		2
41			3		1
42		2	1	2	
43		2	2		
44		1			
45		3	2		2
46		1	1		1
47		2			
48			1	1	
49		2	1	1	1
50		1		1	
51		1	2	2	
52					
53				1	
54		1			
55				1	
56				1	
57					
58				1	
59			1	1	
60			1	3	
61		1		2	
62				2	
63			1	1	
64			3	2	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
65		1		2	
66			2	1	
67			1	2	
68			1	1	
69			2		
70				1	
71			2		
72			1	2	
73				12	
74					
75			1		
76			2		
77					
78			2		
79			3		
80			1		
81			1		
82			1		
83					
84					
85			1		
86			1		
87					
88			2		
89			11		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	68	79	43	12
				総計	202

その7 医療職給料表(1) (保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	3			
10				
11				
12				
13	2			
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24			1	
25	1			
26				
27				
28				
29	1			
30				
31				
32				
33	1			
34				
35		1		
36				1
37				
38	1			1
39				1
40				
41				
42				
43				1
44				
45				1
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53			1	
54				1
55				
56				
57				
58				
59				
60				1
61				
62				
63				
64				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
65	人	人	人	人
66				2
67				
68				
69				
70				
71				
72			1	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	9	1	3	9
			総計	22

その8 医療職給料表(2)(県関係職員)

[保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師
その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13		1					
14							
15							
16							
17							
18		1					
19			1				
20							
21		1					
22							
23		2	1				
24							
25		1					
26				1			1
27		2	2	1			
28			1				
29			1				
30				1			
31		1					
32		1					
33		1					
34		1					1
35		1					
36							
37			1	2			2
38			1		1		2
39			2				
40							1
41			1	1	1	1	
42					2		
43			1				
44						1	
45			1				
46					2		
47						1	
48					1		
49			2		1		
50							
51		2					
52					1	2	
53				1	1		
54				1			
55					1		
56		1		2	1		
57			1	2			
58					1		
59						1	
60				1	3		
61				1	1	1	
62				1			
63		1			1		
64				1	1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65					2	5	
66					1		
67					1		
68					1		
69							
70							
71							
72					2		
73			1				
74		1			1		
75				1			
76				1			
77					1		
78							
79			1		2		
80							
81							
82		1					
83							
84					1		
85					1		
86				1			
87				1			
88							
89							
90							
91		1					
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	20	18	20	32	12	7
						総計	109

その9 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10			2			
11			1			
12		2	1			
13						
14		9	1			
15			1			
16			2			
17		1				
18		1				
19			1			
20			2			
21			1			
22		2	2			
23		2	1			
24		1	1			
25						
26		1				
27		4				
28		3	1			
29		1				
30		1				
31		3				
32		1		1		
33						
34		1	1			
35		3				
36		3	1			
37		1	1			
38			1			
39		1				
40				1		
41		1				
42			2			
43				1		
44				1		1
45		1	1			1
46						
47			1			
48		1	1			
49			1			
50			1			
51		1				
52						
53		1				
54		1				
55		2				
56				1		
57						
58						
59						
60					1	
61		1				
62						
63						
64						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
65		1				
66						
67					1	
68				1		
69		1				
70						
71		1		1		
72						
73					1	
74						
75		1			2	
76						
77		1			2	
78		1				
79					2	
80						
81						
82					2	
83			1	1	1	
84						
85						
86						
87			1		1	
88						
89		2				
90						
91						
92						
93						
94			1			
95						
96		1				
97						
98						
99						
100						
101		1				
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142		1				
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149		1				
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	62	31	8	13	2
					総計	116

その10 行政職給料表（市町村立学校職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13	1								
14									
15		3							
16		1							
17		3							
18		2							
19									
20		1							
21	1	1							
22		1							
23	7	1							
24		1							
25	1	1							
26									
27	7	3							
28		1							
29		2							
30									
31	3	1							
32	2	1							
33	1	3							
34	2	3							
35	3	1							
36	1	3							
37		3	1						
38	2	4							
39	4	1							
40	1	6							
41	1	4	1						
42	1	9	1						
43	7	4	1						
44	1	4							
45	2	7	3	1					
46	3	7	3	1					
47	4	6	4	1					
48	4	10	1	1					
49		7	3	2					
50	1	4	2	1					
51	2	2		1					
52		2	1	1					
53	1	4	3	1					
54	1	1	1	5					
55		3	1	1					
56		4	2	1					
57		1		2					
58		2	3	1					
59		1	1	3	1				
60	1		1						
61		2		2					
62	1	1	4	2					
63		1	1	2					
64				1					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65		1		1					
66		1		1	1				
67			1	1					
68		1		2					
69		1		3	1				
70					1				
71									
72		1		1	1				
73				4	1				
74					3				
75				4	1				
76				3	2				
77				2	2				
78				2					
79					4				
80					2				
81				1	3				
82				4	3				
83					6				
84				2	1				
85				1	3				
86				3	2				
87				1	2				
88				1	6				
89				1	6				
90				4	1				
91				2	2				
92									
93				7	8				
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	66	138	39	81	63	0	0	0	0
								総計	387

その11 教育職給料表(3) (市町村立学校職員)

〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					1
10					
11					
12					
13		79			
14					1
15		1			1
16		17			
17		85			
18		1			4
19		5			1
20		20			8
21		105			21
22		7			26
23		3			34
24		17			24
25		115			27
26		8			54
27		7			26
28		19			22
29		103			25
30		15			17
31		14			13
32		27			12
33		97			9
34		24			9
35		22			8
36	1	24			3
37		112			18
38		32			
39		15			
40		24			
41		105		1	
42		28			
43		31			
44		29	1	1	
45		115			
46		27			
47		25			
48		30		1	
49		98			
50		33		1	
51		34		1	
52		28		3	
53		82		1	
54		45		4	
55		36		1	
56		36		3	
57		117		3	
58		44	1	3	
59		52		5	
60		31	1	6	
61		89		7	
62		49		5	
63		57	1	1	
64		52		9	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
65	人	80	人	3	人
66		56	1	17	
67		46		10	
68		34		7	
69		86		7	
70		51	1	9	
71		59		5	
72		36		5	
73		91		10	
74		65		9	
75		47		20	
76		40		10	
77		80		27	
78		63	2	14	
79		66		15	
80		51	3	26	
81		82		14	
82		55	2	11	
83		57		22	
84		45	1	16	
85		55		3	
86		51	2	13	
87		54		6	
88		41		9	
89		56		7	
90		51		6	
91		47	1	8	
92		49	1	6	
93		54	1	31	
94		37			
95		48	1		
96		45	1		
97		29			
98		49			
99		47	1		
100		35	1		
101		45			
102		62	1		
103		45			
104		35	1		
105		35			
106		44			
107		37			
108		44			
109		34			
110		42			
111		42			
112		38			
113		46			
114		57			
115		49			
116		33			
117		46	1		
118		41			
119		53			
120		56			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
121		57			
122		56			
123		60			
124		44			
125		44			
126		42			
127		48			
128		46			
129		47			
130		60			
131		48			
132		51			
133		31			
134		39			
135		53			
136		35			
137		49			
138		46			
139		57			
140		69			
141		54			
142		61			
143		76			
144		53			
145		75			
146		74			
147		64			
148		68			
149		52			
150		57			
151		65			
152		47			
153		46			
154		34			
155		28			
156		25			
157		79			
計	1	7,034	26	402	364
				総 計	7,827

その12 医療職給料表(2) (市町村立学校職員) (中学校及び小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人						人
2							
3		1					
4							
5		3					
6							
7							
8							
9		1					
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16		1	1				
17		1	1				
18							
19							
20		1					
21		1	1				
22		1	1				
23			1				
24							
25		1	2				
26			1				
27							
28		1					
29		2	2				
30							
31							
32							
33			3				
34			1				
35			1				
36							
37			1				
38			1				
39							
40		1	3				
41			1				
42		1	1				
43			2				
44			1				
45			3				
46							
47			1				
48			1				
49			1				
50			2				
51			2				
52			2				
53							
54			1				
55			1				
56							
57							
58			1				
59			1				
60			1				
61			3				
62							
63						1	
64			1			1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65							
66			1		1		
67							
68			1				
69			1				
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85			1				
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92			1				
93							
94							
95							
96							
97							
98			1				
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	16	52	0	3	0	0
						総計	71

その13 特定任期付職員 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用

号 給	人 員
1	人 *
2	人 *
3	人 *
4	人 *
5	人 *
6	人 *
7	人 *
総 計	
	3

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

**その14 任期付職員
行政職給料表適用** 任期を定めて採用された職員に適用

職務の級	人 員
1	人 *
2	6
3	人 *
4	5
5	人 *
6	人 *
7	人 *
8	人 *
9	人 *
総 計	
	14

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

**その15 任期付職員
医療職給料表(3)適用** 任期を定めて採用された職員に適用

職務の級	人 員
1	人 *
2	10
3	人 *
4	人 *
5	人 *
6	人 *
総 計	
	11

2 民間給与関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与と民間従業員の給与とを比較・検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類された438事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(3) 調査実人員

調査実人員は4,334人（初任給関係435人、初任給関係以外3,899人）で、うち行政職に相当する職種に係る調査実人員は3,671人（初任給関係407人、初任給関係以外3,264人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は22,866人で、うち行政職に相当するものは11,711人である。

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

母集団事業所を、産業、企業規模、組織によって13層に層化し、これらの層から134事業所を無作為抽出法によって抽出した。

(2) 従業員の抽出

従業員の抽出は、臨時の従業員及び役員は全て除外した。また、初任給関係職種以外の調査対象職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、無作為に抽出した。

5 集計

総計及び平均値の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和5年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	産 業 計	114 事業所	30 事業所	55 事業所	29 事業所
農 業 , 林 業 , 漁 業		-	-	-	-
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		14	1	11	2
製 造 業		8	1	4	3
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		38	8	16	14
卸 売 業 , 小 売 業		20	7	9	4
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		3	3	0	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		31	10	15	6

- (注)1 上記調査対象事業所のほか、調査不能の事業所が20所あった。
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。))」である。
 4 上記調査事業所数は、月例給に関する調査の事業所数である。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円	円
事務・ 技術関係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	188,127	192,797	171,089	192,040
		短 大 卒	173,207	176,007	161,397	187,042
		高 校 卒	165,390	169,734	159,741	152,571
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	179,032	*	176,802	167,300
		短 大 卒	180,519	186,808	161,682	*
		高 校 卒	157,445	-	157,971	*
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	185,888	193,141	174,087	187,251
		短 大 卒	175,815	180,453	161,481	183,412
		高 校 卒	163,708	169,734	158,801	152,250

- (注)1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額であり、採用のある事業所について平均したものである。
 2 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)			
事務関係職種	支店長	6	52.0	円 571,289	円 7,179	円 564,110	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。) 本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄を参照のこと。	
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	3	53.4	円 569,017	円 14,434	円 554,583		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-		構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術関係職種	事務部長	92	52.3	円 522,785	円 2,578	円 520,207	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	49	52.2	円 547,148	円 984	円 546,164		
	短大卒	21	53.1	円 486,680	円 3,405	円 483,275		
	高校卒	21	51.7	円 512,496	円 69	円 512,427		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術部長	27	54.5	円 550,905	円 66	円 550,839		
	大学卒	16	53.8	円 543,701	円 0	円 543,701		
	短大卒	7	56.0	円 560,193	円 220	円 559,973		
	高校卒	4	54.0	円 559,546	円 0	円 559,546		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務関係職種	事務部次長	31	50.5	円 472,763	円 3,461	円 469,302	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	
	大学卒	15	50.6	円 505,782	円 6,150	円 499,632		
	短大卒	5	53.6	円 458,022	円 0	円 458,022		
	高校卒	9	49.4	円 443,924	円 1,354	円 442,570		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術部次長	6	51.7	円 473,454	円 2,713	円 470,741		
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	*	*	*	*	*		

職種名	調査人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)			
事務・技術関係職種	事務課長	169	48.5	464,689	4,536	460,153	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
	大学卒	89	47.2	478,041	4,246	473,795		
	短大卒	33	48.7	388,174	4,780	383,394		
	高校卒	46	50.6	501,463	5,019	496,444		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	91	47.9	499,072	8,184	490,888		
	大学卒	50	47.0	519,135	5,134	514,001		
	短大卒	21	48.6	489,588	20,155	469,433		
	高校卒	19	49.3	456,087	2,699	453,388		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務課長代理	84	45.5	458,133	35,926	422,207		前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者
	大学卒	57	44.7	466,842	44,183	422,659		
	短大卒	11	43.1	364,891	4	364,887		
	高校卒	16	49.8	492,957	32,345	460,612		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	41	45.6	475,228	55,603	419,625		職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職中間職(課長一係長間)
	大学卒	27	44.8	475,539	50,887	424,652		
	短大卒	5	47.4	475,513	57,900	417,613		
	高校卒	9	47.0	474,026	70,047	403,979		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	178	43.9	371,768	41,528	330,240	係の長及び係長級専門職		
大学卒	88	43.5	367,792	41,357	326,435			
短大卒	41	41.7	364,331	37,414	326,917			
高校卒	48	46.5	381,811	45,888	335,923			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係長	80	47.3	397,728	78,238	319,490			
大学卒	29	46.4	383,737	63,558	320,179			
短大卒	22	48.4	389,639	76,402	313,237			
高校卒	29	47.3	418,391	94,879	323,512			
中学卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	275	41.9	326,545	31,885	294,660		
	大学卒	148	39.3	339,243	33,259	305,984	
	短大卒	67	45.4	316,451	34,415	282,036	
	高校卒	58	44.6	306,011	24,702	281,309	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	201	42.5	380,134	44,228	335,906	
	大学卒	103	42.3	391,885	36,826	355,059	
	短大卒	44	44.2	354,251	39,241	315,010	
	高校卒	53	41.6	372,817	63,829	308,988	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	事務係員	636	36.9	281,179	34,075	247,104	
	大学卒	358	33.4	282,567	36,557	246,010	
	短大卒	143	40.0	282,257	29,053	253,204	
	高校卒	131	42.5	276,593	33,201	243,392	
中学卒	4	50.1	270,779	18,317	252,462		
技術係員	477	33.9	315,810	54,887	260,923		
大学卒	245	34.3	325,627	55,375	270,252		
短大卒	79	35.3	322,090	48,454	273,636		
高校卒	152	32.4	296,840	57,652	239,188		
中学卒	*	*	*	*	*		

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。(以下、第14表の各表において同じ。)

2 規模500人以上

職種名	調査実 人	平 年	均 齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
支店長	4	54.8	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職9級	
	*	*	*	*	*			
	*	*	*	*	*			
	*	*	*	*	*			
	-	-	-	-	-			
工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)		
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
事務部長	35	53.3	円	円	円	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)		
	18	53.2	円	0	円			
	6	54.2	円	10,932	円			
	10	53.6	円	134	円			
	*	*	*	*	*			
技術部長	9	53.2	円	0	円	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)		
	5	49.6	円	0	円			
	4	56.0	円	0	円			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
事務部次長	17	49.8	円	0	円		前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	
	8	49.7	円	0	円			
	3	53.0	円	0	円			
	5	48.6	円	0	円			
	*	*	*	*	*			
技術部次長	-	-	-	-	-	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)		
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			

職種名	調査実 人 員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 7級、8級
	大学卒	68	49.6	539,736	5,825	533,911		
	短大卒	39	48.8	537,935	6,079	531,856		
	高校卒	11	46.6	376,544	0	376,544		
	中学卒	18	53.6	665,483	9,600	655,883		
	技術課長	-	-	-	-	-		
	大学卒	32	47.5	608,607	12,782	595,825		
	短大卒	25	45.9	605,839	10,215	595,624		
	高校卒	6	52.0	607,018	22,692	584,326		
	中学卒	*	*	*	*	*		
事務課長代理 ・ 技術課長代理 ・ 事務係長 ・ 技術係長	事務課長代理	58	45.6	460,435	21,661	438,774	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一 係長級)	行政職 5級、6級
	大学卒	34	44.6	482,236	33,128	449,108		
	短大卒	11	43.1	364,891	4	364,887		
	高校卒	13	50.3	483,878	9,891	473,987		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	24	44.7	485,640	49,680	435,960		
	大学卒	19	43.7	483,274	48,291	434,983		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	3	48.7	490,820	56,988	433,832		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長 ・ 技術係長	事務係長	62	41.5	409,981	37,797	372,184	係の長及び係長 級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	26	42.2	400,535	35,156	365,379		
	短大卒	18	37.6	388,476	35,097	353,379		
	高校卒	17	44.3	440,002	45,911	394,091		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	-	-	-	-	-		
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査実 人 員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級、4級)
	81	41.2	361,675	26,460	335,215			
	大学卒	47	39.6	383,199	23,328	359,871		
	短大卒	20	42.3	324,080	36,927	287,153		
	高校卒	13	46.0	350,647	18,739	331,908		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術主任	61	42.1	431,186	39,200	391,986		
	大学卒	48	42.5	433,845	35,261	398,584		
	短大卒	6	42.7	432,901	34,981	397,920		
	高校卒	7	38.8	412,007	69,008	342,999		
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	256	36.5	305,016	39,855	265,161	行政職1級		
大学卒	154	33.5	303,410	41,363	262,047			
短大卒	43	38.0	332,406	42,685	289,721			
高校卒	58	42.3	291,368	34,894	256,474			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係員	101	42.0	399,760	65,393	334,367			
大学卒	78	41.6	399,170	72,366	326,804			
短大卒	16	41.2	391,329	30,974	360,355			
高校卒	7	48.8	429,592	65,725	363,867			
中学卒	-	-	-	-	-			

3 規模100人以上500人未満

職種名	調査実 人	平 年	均 齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	44	51.3	531,202	979	530,223	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	25	51.4	568,599	1,700	566,899		
短大卒	9	52.6	486,540	0	486,540			
高校卒	10	49.7	474,224	0	474,224			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部長	15	55.7	519,997	129	519,868			
大学卒	8	56.4	528,384	0	528,384			
短大卒	3	56.0	441,313	667	440,646			
高校卒	4	54.0	559,546	0	559,546			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	12	52.0	520,264	1,729	518,535	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)		
大学卒	6	52.0	539,732	1,204	538,528			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	4	50.6	518,410	3,322	515,088			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	6	51.7	473,454	2,713	470,741			
大学卒	*	*	*	*	*			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	*	*	*	*	*			
中学校卒	*	*	*	*	*			

職種名	調査実 人 員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長	85	47.4	418,950	4,378	414,572	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職5級、6級
	大学卒	48	46.4	434,792	2,720	432,072		
	短大卒	17	49.3	406,451	10,216	396,235		
	高校卒	20	48.1	391,020	3,188	387,832		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	46	47.9	447,407	7,329	440,078		
	大学卒	16	47.0	446,832	47	446,785		
	短大卒	13	46.7	435,792	22,338	413,454		
	高校卒	16	49.4	456,693	3,276	453,417		
	中学卒	*	*	*	*	*		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	25	45.7	459,512	75,264	384,248	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一 係長間)	行政職4級
	大学卒	22	45.5	448,723	66,176	382,547		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	3	47.0	536,553	140,163	396,390		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	17	47.4	451,492	69,104	382,388		
	大学卒	8	48.9	447,106	60,428	386,678		
	短大卒	3	47.4	448,305	67,262	381,043		
	高校卒	6	45.5	458,978	81,748	377,230		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務係長	103	44.7	353,259	46,732	306,527	係の長及び係長 級専門職	行政職3級
	大学卒	53	42.5	357,744	48,664	309,080		
	短大卒	22	46.3	349,154	41,546	307,608		
	高校卒	28	47.4	348,582	47,399	301,183		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	79	47.4	397,846	79,415	318,431		
	大学卒	28	46.7	383,484	66,199	317,285		
	短大卒	22	48.4	389,639	76,402	313,237		
	高校卒	29	47.3	418,391	94,879	323,512		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査実 人 員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きま つて 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)－(B)			
事務・技術 関係 職種	事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級(一部は3級)
	大学卒	171	41.3	309,331	33,809	275,522		
	短大卒	87	37.4	313,532	38,415	275,117		
	高校卒	44	46.6	314,216	32,246	281,970		
	中学卒	39	43.9	294,194	24,849	269,345		
		*	*	*	*	*		
	技術主任	111	42.2	350,246	55,611	294,635		
	大学卒	35	40.2	339,546	49,670	289,876		
	短大卒	32	43.9	333,686	46,390	287,296		
	高校卒	43	42.5	367,576	65,368	302,208		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務係員	283	36.6	261,514	32,814	228,700	行政職1級	
	大学卒	157	32.0	264,794	36,486	228,308		
	短大卒	66	42.2	255,754	27,542	228,212		
高校卒	58	42.9	258,894	28,878	230,016			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係員	334	31.3	293,421	55,214	238,207			
大学卒	142	30.0	288,602	49,393	239,209			
短大卒	58	33.6	303,357	54,571	248,786			
高校卒	133	31.5	293,939	61,525	232,414			
中学卒	*	*	*	*	*			

4 規模100人未満

職種名	調査実 人	平 年	均 齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職 6級、7級	
	大学卒	-	-	-	-	-			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-	-			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	工場長	-	-	-	-	-			構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-	-			
	中学卒	-	-	-	-	-			
事務部長	13	52.2	476,398	663	475,735	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)			
大学卒	6	52.4	496,633	1,437	495,196				
短大卒	6	52.5	456,096	0	456,096				
高校卒	*	*	*	*	*				
中学卒	-	-	-	-	-				
技術部長	3	53.3	419,000	0	419,000				
大学卒	3	53.3	419,000	0	419,000				
短大卒	-	-	-	-	-				
高校卒	-	-	-	-	-				
中学卒	-	-	-	-	-				
事務部次長	*	*	*	*	*	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)			
大学卒	*	*	*	*	*				
短大卒	-	-	-	-	-				
高校卒	-	-	-	-	-				
中学卒	*	*	*	*	*				
技術部次長	-	-	-	-	-				
大学卒	-	-	-	-	-				
短大卒	-	-	-	-	-				
高校卒	-	-	-	-	-				
中学卒	-	-	-	-	-				

職種名	調査実 人	平 年	均 齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事務課長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職5級	
	16	49.0	380,223	380	379,843			
	*	*	*	*	*			
	5	51.8	362,142	0	362,142			
	8	50.0	409,825	0	409,825			
	*	*	*	*	*			
	13	48.8	395,472	0	395,472			
	9	49.7	409,842	0	409,842			
	*	*	*	*	*			
	*	*	*	*	*			
事務課長代理	*	*	*	*	*	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一 係長間)	行政職4級	
	*	*	*	*	*			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
事務係長	13	49.3	324,629	24,567	300,062	係の長及び係長 級専門職	行政職3級	
	9	51.2	328,806	24,137	304,669			
	*	*	*	*	*			
	3	51.3	338,613	34,044	304,569			
	-	-	-	-	-			
	*	*	*	*	*			
	*	*	*	*	*			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			

職種名	調査実 人 員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事務・技術 関係 職種	事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級)
	23	47.7	305,507	39,504	266,003			
	大学卒	14	47.8	323,937	39,986	283,951		
	短大卒	3	52.7	290,219	42,512	247,707		
	高校卒	6	44.8	270,149	36,876	233,273		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	29	44.3	346,064	23,420	322,644		
	大学卒	20	44.3	348,641	23,983	324,658		
	短大卒	6	47.1	347,701	16,357	331,344		
	高校卒	3	39.0	326,025	33,879	292,146		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係員	97	39.1	266,626	20,317	246,309	行政職1級	
	大学卒	47	38.0	266,002	19,414	246,588		
	短大卒	34	38.3	268,249	13,316	254,933		
	高校卒	15	42.4	267,374	40,413	226,961		
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係員	42	33.6	275,081	25,012	250,069			
大学卒	25	33.2	277,550	30,165	247,385			
短大卒	5	35.6	306,733	35,525	271,208			
高校卒	12	33.6	257,043	10,092	246,951			
中学卒	-	-	-	-	-			

その2 給与比較の対象外職種

規模計

職種名	調査 実人員	平 年	均 齢	令和5年4月分平均支給額			備考
				きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)	
技能・ 労務 関係 職種	人		歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
電話交換手	*		*	*	*	*	
自家用自動車運転手	*		*	*	*	*	
守衛	-		-	-	-	-	
用務員	-		-	-	-	-	
海 事 関 係 職 種							港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
船長・機関長	-		-	-	-	-	同上
一等航海士・機関士	-		-	-	-	-	同上
二等航海士・機関士	-		-	-	-	-	同上
三等航海士・機関士	-		-	-	-	-	同上
運航士	-		-	-	-	-	同上
甲板長・操機長	6		51.2	732,732	176,758	555,974	同上
甲板手・操機手	-		-	-	-	-	同上
甲板員・機関員	-		-	-	-	-	同上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	7	53.7	600,320	0	600,320	
	大 学 教 授	16	55.7	533,151	0	533,151	
	大 学 准 教 授	14	49.8	477,076	0	477,076	
	大 学 講 師	12	41.3	399,512	0	399,512	
	大 学 助 教	*	*	*	*	*	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
高等学校教頭	*	*	*	*	*		
高等学校教諭	18	48.3	441,809	0	441,809		
研究関係職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の研究所の長(取締役兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	-	-	-	-	-	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研 究 室 (係) 長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	下位研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長)を除く。
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額				備考
			きまって支給 する給与(A)		(A) - (B)		
			うち時間外 手当(B)				
人	歳	円	円	円			
病 院 長	3	58.3	2,036,055	25,000	2,011,055	部下に医師又は歯科医師5人以上	
副 院 長	4	57.2	1,532,700	148,750	1,383,950	上記病院長に事故等のあるときの 職務代行者	
医 科 長	21	55.0	1,549,388	336,548	1,212,840	部下に医師又は歯科医師1人以上	
医 師	32	49.7	1,381,325	130,568	1,250,757		
歯 科 医 師	*	*	*	*	*		
薬 局 長	4	46.0	613,695	37,260	576,435	部下に薬剤師2人以上	
薬 剤 師	22	37.1	330,457	19,096	311,361		
診療放射線技師	29	40.5	313,321	18,944	294,377		
臨床検査技師	32	34.4	292,635	22,172	270,463		
栄 養 士	19	37.8	251,615	2,081	249,534		
理学療法士	39	37.3	302,361	7,337	295,024		
作業療法士	43	39.1	284,749	4,292	280,457		
総 看 護 師 長	4	55.7	490,375	12,500	477,875	部下に看護師長5人以上	
看 護 師 長	72	46.0	384,332	26,769	357,563	部下に看護師又は准看護師5人以上	
看 護 師	181	39.7	327,409	50,086	277,323		
准 看 護 師	51	47.3	281,047	37,680	243,367		

第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

企業規模	項目	管理職(課長級)		一般従業員(係員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%
	規模計	69.0	31.0	72.0	28.0
	500人以上	58.4	41.6	58.7	41.3
	100人以上500人未満	72.3	27.7	76.0	24.0
	100人未満	75.6	24.4	79.3	20.7

3 標準生計費及び 労働経済指標

第16表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費(令和5年4月分)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 30,090	円 30,340	円 47,770	円 65,210	円 82,630
住居関係費	46,100	49,040	44,560	40,080	35,610
被服・履物費	3,750	2,550	4,130	5,700	7,280
雑費Ⅰ	19,840	20,640	39,520	58,400	77,280
雑費Ⅱ	6,580	7,680	10,680	13,690	16,690
合計	106,360	110,250	146,660	183,080	219,490

令和5年4月の標準生計費算定方法

1 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費・・・食料

住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費・・・被服及び履物

雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

2 2人～5人世帯については、家計調査における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ に世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、那覇市と全国の平均4人値から各費目別標準生計費を算定した。

第17表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②	③	④	⑤				⑥				⑦	
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数前年比 (調査産業計)	有効求人 倍率 (季調値)	完全 失業率 (季調値)	きまって支給する給与 (調査産業計)				うち所定内給与 (調査産業計)				総実労働時間 (調査産業計)	
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	全 国	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国	沖 縄 県
令和3年度	2.7	△ 0.4	1.16	2.8	298.2	1.7	232.3	△ 2.4	274.4	1.1	215.2	△ 2.3	142.5	141.9
令和4年度	1.4	△ 0.3	1.31	2.6	304.5	2.1	232.1	△ 0.1	279.6	1.9	215.7	0.2	143.5	142.7
令和4年4月		△ 1.1	1.24	2.6	307.9	2.5	229.2	△ 2.9	281.9	2.2	212.7	△ 2.8	149.0	144.8
5月	1.3	△ 0.9	1.25	2.6	301.2	2.2	231.8	0.1	277.2	1.9	215.4	0.2	137.6	138.9
6月		△ 0.6	1.27	2.6	304.0	2.3	232.4	0.4	280.0	2.1	215.0	△ 0.2	149.6	145.6
7月		△ 0.6	1.28	2.6	303.7	2.0	233.1	0.1	279.1	1.9	216.5	2.5	147.0	144.0
8月	△ 0.3	△ 0.5	1.31	2.5	301.9	2.3	232.4	△ 0.3	277.7	2.2	216.5	△ 0.2	139.1	142.4
9月		△ 0.4	1.32	2.6	304.0	2.6	232.6	△ 0.1	279.7	2.2	216.1	0.0	144.0	142.8
10月		△ 0.5	1.34	2.6	305.3	2.3	234.9	△ 0.5	279.9	1.8	217.8	△ 0.9	144.5	145.3
11月	0.0	△ 0.3	1.35	2.5	305.7	2.6	234.5	△ 0.3	280.0	2.2	217.8	△ 0.4	146.0	143.5
12月		△ 0.3	1.36	2.5	305.9	2.5	234.2	△ 1.6	280.1	2.3	217.0	△ 1.6	144.2	145.0
令和5年1月		0.6	1.35	2.4	303.9	1.7	229.8	1.7	279.5	1.7	214.3	2.1	135.7	138.6
2月	0.9	0.6	1.34	2.6	303.5	1.4	227.3	1.7	279.1	1.5	211.9	2.0	139.7	136.5
3月		0.6	1.32	2.8	306.8	1.0	232.9	0.8	281.6	1.0	217.4	2.5	145.8	145.3
4月		0.7	1.32	2.6	310.9	1.0	234.5	2.3	285.1	1.2	218.8	2.8	148.3	144.7
5月	1.5	0.8	1.31	2.6	307.7	2.1	234.3	1.1	283.5	2.2	219.9	2.2	140.9	142.5
資料出所	内閣府	厚生労働省	総務省	厚生労働省										

(注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪は令和2年基準である。
 2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は「毎月勤労統計調査」(事業所規模30人以上)の数値である。
 3 ⑨、⑩の令和3年度、4年度の欄は、それぞれ令和3暦年、4暦年の数値である。

⑧ 所定外労働時間 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出								⑩ 消費者物価 総合指数前年比		⑪ 国内企業 物価指数 前年比		項 目 年 度 年 月
全国	沖縄県	全 国				那 覇 市				全国	那覇市	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	
		二人以上の世帯	うち勤労者世帯	二人以上の世帯	うち勤労者世帯	二人以上の世帯	うち勤労者世帯							
(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
11.7	9.7	279.0	0.4	309.5	1.2	228.3	5.6	260.4	3.6	△ 0.2	0.1	7.1	令和3年度	
12.2	10.0	290.9	4.2	320.6	3.6	251.7	10.3	289.8	11.3	2.5	2.8	9.4	令和4年度	
12.9	10.4	304.5	1.2	344.1	1.6	246.9	4.1	284.3	4.1	2.5	3.1	9.9	令和4年4月	
11.7	9.7	287.7	2.4	315.0	△ 0.9	252.8	13.8	286.1	13.3	2.5	3.2	9.4	5月	
12.1	10.1	276.9	6.4	300.5	6.9	243.7	12.7	277.6	7.2	2.4	3.2	9.6	6月	
12.1	10.7	285.3	6.6	317.6	4.9	259.7	11.5	304.9	18.0	2.6	3.2	9.3	7月	
11.3	10.1	290.0	8.8	322.4	9.6	279.7	16.6	300.1	10.7	3.0	3.5	9.6	8月	
12.2	10.0	281.0	5.9	314.0	6.2	233.7	1.1	262.1	0.7	3.0	3.4	10.3	9月	
12.6	10.3	298.0	5.7	328.7	5.1	243.3	6.6	290.0	17.0	3.7	4.0	9.7	10月	
12.6	9.9	285.9	3.2	308.1	1.3	251.7	11.4	260.7	△ 5.5	3.8	4.0	9.9	11月	
12.6	10.9	328.1	3.4	353.8	2.8	300.5	24.2	356.5	44.2	4.0	3.8	10.6	12月	
11.8	9.4	301.6	4.8	331.1	5.3	254.0	14.1	283.5	13.5	4.3	3.9	9.6	令和5年1月	
12.0	9.0	272.2	5.6	298.7	4.7	213.3	△ 12.0	241.3	△ 20.4	3.3	2.9	8.3	2月	
12.5	9.6	312.8	1.8	340.0	△ 1.1	258.0	5.8	300.5	△ 0.6	3.2	2.8	7.4	3月	
12.6	9.5	303.1	△ 0.5	334.2	△ 2.9	244.2	△ 1.1	275.6	△ 3.1	3.5	3.9	6.0	4月	
11.7	8.9	286.4	△ 0.4	311.8	△ 1.0	255.8	1.2	275.4	△ 3.7	3.2	3.9	5.2	5月	
総 務 省											日本銀行	資料出所		

4 人事院勧告等の骨子

基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、
国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠



職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要



公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組

職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-being
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20~30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級~本省省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本省省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等
個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 - 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 - 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本省省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子



I 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日をつけるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

IV 施行日

令和7年4月1日

令和5年 給与勧告の骨子



本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以來33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以來、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以來、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定[内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1 人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇
 - ・ 新卒初任給の引上げ
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ② 民間人材等の処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
 - ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2 組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

- ① 役割や活躍に応じた処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
 - ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)
- ② 円滑な配置等への対応
 - ・ 地域手当の大きくり化
 - ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
 - ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

令和5年 職員の給与に関する報告及び勧告
公務運営の課題に関する報告

令和5年10月発行

編集・発行 沖縄県人事委員会
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL 098-866-2546 FAX 098-866-2541
印刷 沖縄自分史センター（株）



- ・古紙配合率70%。白色度73%の再生紙を使用しています。
- ・この報告書は、380部作成し、1部当たりの印刷単価は2,605円（1円未満は切捨）です。


古紙配合率70%
白色度73%の再生紙を使用しています。